

選択制DCとマッチング拠出の違いについて

企業型確定拠出年金（以下「DC」と呼びます。）の導入形態である選択制DCを採用する事業所が増えています。この選択制DCと比較検討されるのが企業型DCの加入者掛金拠出（以下「マッチング拠出」と呼びます。）となります。このマッチング拠出が2026年4月施行予定の法改正で拠出可能額が増えることとなりますので、この2つの違いについて、ご説明いたします。

* DCは確定拠出年金の略称です。

👉 選択制DCとマッチング拠出の仕組み

1. 選択制DCについて

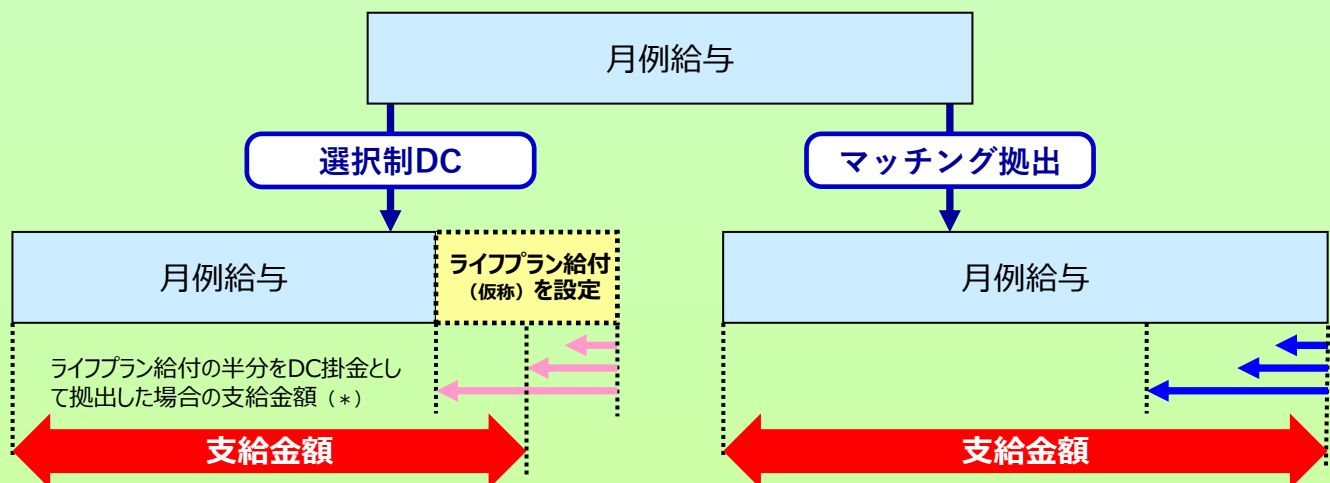
- 選択制DCは、給与体系とは別枠の選択枠の設定が必要となります。当社ではこの選択枠をライフプラン給付（仮称）と呼んでいます。DCに加入しない方はライフプラン給付全額を現金受給し、DCに加入した方は、このライフプラン給付の中でDC掛金（選択掛金と呼ばれています）と現金受給の割合を指定することになります（全額掛金も可）。
- また、選択制DCは、DCへの加入可否を従業員自身が決める形態と事業主が加入資格及び事業主掛金を決め、それに加入者自身が選択掛金額（上乘せ有無）を決める形態があります。

2. マッチング拠出について

- マッチング拠出は、DCの加入資格を事業主が決定し、加入資格者に対し事業主が事業主掛金を決め、拠出限度額から事業主掛金を控除した金額を上限（*）に加入者が加入者掛金を事業主掛金に上乘せて拠出します。

* 現在の法令で定められている、加入者掛金額は事業主掛金額を上限とする扱いは、2026年4月に撤廃され、法定限度額までの拠出が可能になります。

3. DC掛金と給与支払額の関係



- ✓ 給与体系上、ライフプラン給付分減額され、毎月の支払金額は、給与体系による給与とライフプラン給付（除くDC掛金）となります。
- ✓ ライフプラン給付でDC選択掛金とした額は給与となりませんので、当該額を控除した額で税金や社会保険料等が計算されます。

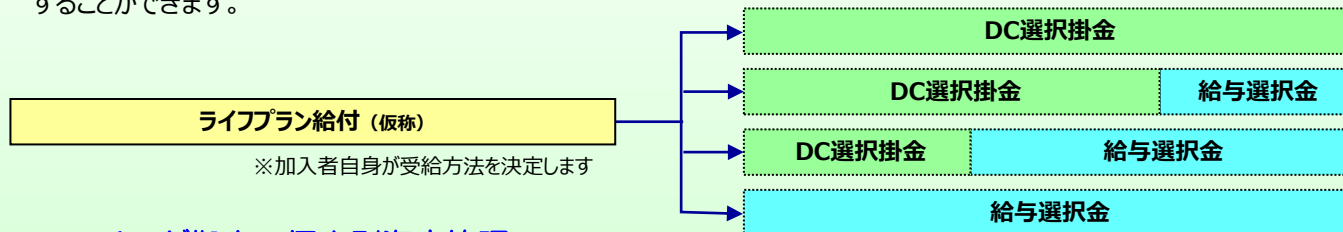
- ✓ マッチング拠出の金額に関係なく月例給与は支給予定額の金額となります。
- ✓ 社会保険料等は月例給与（支給金額）で計算され、所得税等は年間のマッチング拠出額の全額が年末調整で所得控除となります。

* 支給金額が源泉徴収簿上の総支給額となります。

👉 選択制DCとマッチング拠出の管理形態の違い

1. 選択制DCの個人別管理資産

- 選択制DCの掛金額は、事業所内の福利厚生制度として設定したライフプラン給付の中から従業員がDC選択掛金額を決め、その金額を事業主が、事業主掛金としてDC制度に拠出し、制度上も事業主掛金として管理することとなります。ライフプラン給付からDC選択掛金を控除した残りは、給与選択金（仮称）として現金支給します。
- 事業所の福利厚生制度としての仕組みとなることから、拠出金額の設定、変更の頻度などは事業主が規程に定めて運用することができます。



2. マッチング拠出の個人別資産管理

- マッチング拠出はDC制度上、加入者掛金としての扱いが法令等に定められており、その定めに沿った扱いになります。
- マッチング拠出は、事業主掛金同様、翌月徴収となります。例えば、4月分掛金のマッチング拠出は、5月支給給与から控除し5月に拠出する必要があり、給与締め日等の関係によっては事業主が立て替え払いする必要があります。
- 加入者掛金の変更は、1年（12月から翌年11月の間）に1回限りとされています（例外扱い有）。
- 加入者サイト等で毎月の拠出額や拠出累計額は、事業主掛金と加入者掛金に分けて管理される点も特徴です。

加入者サイト見本

拠出・配分状況	
2023年10月10日 現在の拠出・配分状況	
毎月の掛金額	25,000 円
内訳 (+) 事業主掛金額	20,000 円
(+) 加入者掛金額	5,000 円

掛金累計の内訳	
掛金累計額	1,815,000 円
内訳 (+) 事業主掛金額	1,080,000 円
(+) 加入者掛金額	735,000 円

👉 選択制DCとマッチング拠出の比較

	選択制DC	マッチング拠出（加入者掛金）
事業主掛金	任意（除く選択掛金）	必須
従業員負担の上限額	法令上限額（事業主掛金がある場合は法令上限額－事業主掛金）	法令上限額－事業主掛金
従業員負担額の変更	事業主の任意	原則年1回
従業員負担額の中断	不可（事業主掛金がある場合は可）	可
税制面の扱い	選択掛金は給与収入に入らない	年末調整で所得控除
社会保険料等の扱い	社会保険料等の算定根拠に入らない	影響なし
公的給付への影響	社会保険料が下がれば影響あり	影響なし
給与規程の改定有無	必要	不要

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488

東京都渋谷区恵比寿 1 - 2 8 - 1

専業営業開発部 金融サービス事業室 金融サービス業務管理室

E-mail : ad401k@aioinissaydowa.co.jp

◆ この資料は、現在における法令（確定拠出年金制度、税制等）および当社が信頼できると考えられる情報に基づいたものでありますが、当社が正確かつ完全であることを保証するものではなく、法令等の改正により、今後変更される場合もありますので、ご注意ください。

◆ 本資料の全てはあいおいニッセイ同和損保もしくは作成者に帰属しており、無断使用・配布・複製・転載等は行わないようお願いします。